

国道18号 妙高大橋 通行規制のお知らせ

橋梁調査のために一時的な通行止めを行いますので
ご協力をお願い致します。

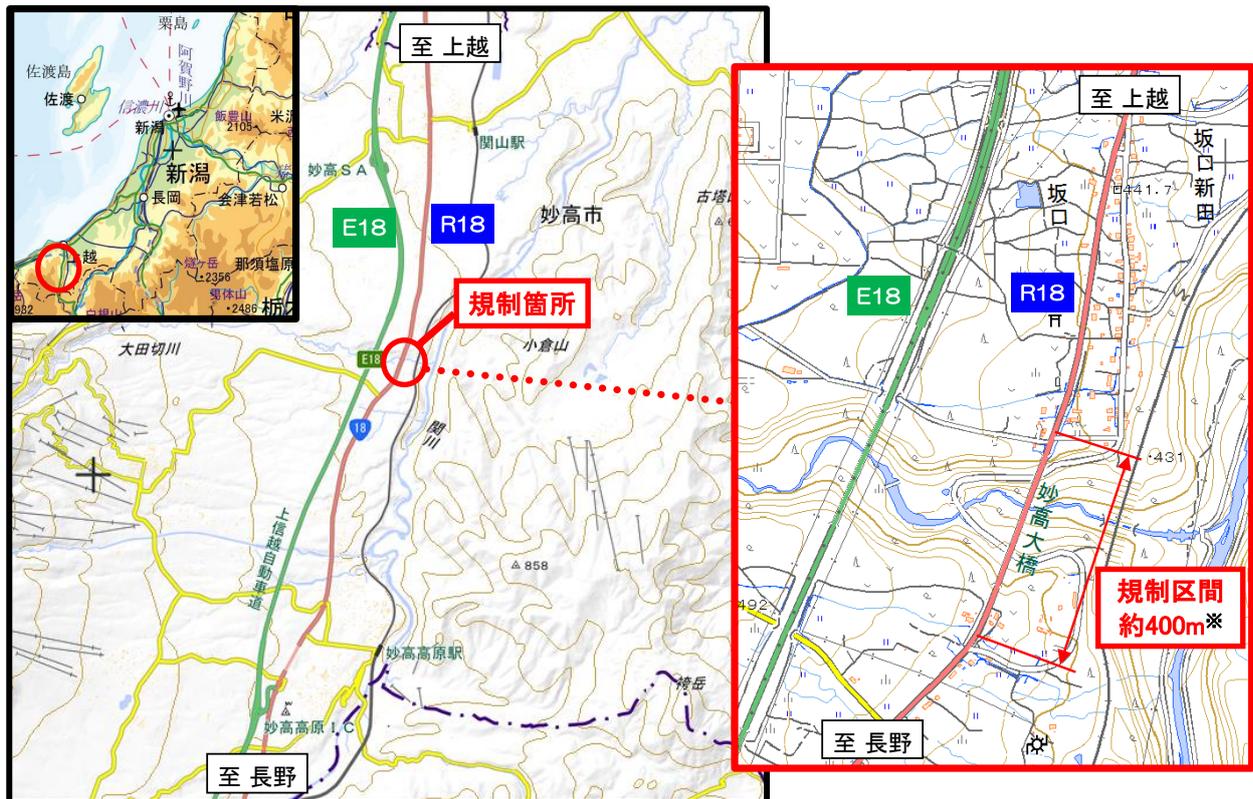
記

1. 規制場所 新潟県妙高市二俣～同市坂口新田 地先
2. 規制内容 一時通行止め(約3分間×最大10回)

詳細

規制期間	通行規制内容・時間
令和元年10月31日(木) ※荒天時は順延します。 予備日 11月 1日(金)	一時通行止め 橋梁調査のため約3分間の通行止を 13時30分～16時30分までの間に 最大10回実施します。

3. 規制箇所



※規制区間は過去の実績を参照しているため、変更になる場合があります。

◎お問い合わせ先

国土交通省 高田河川国道事務所	TEL 025-523-3136(代)
直江津国道維持出張所	TEL 025-525-7724
新潟県 妙高警察署	TEL 025-572-0110
日本道路交通情報センター	TEL 050-3369-6615